

生産行程管理業務規程

作成日：平成 28 年 10 月 17 日

更新日：令和 6 年 4 月 1 日

1 作成者

住所（フリガナ）：トットリケン ヨナコ シヒカ シフクハラ〒683-0802 鳥取県 米子市 東福原 1-5-16

名称（フリガナ）：トットリセイブ ノダキニホウキョウトウカギミアイ鳥取 西部 農業 協同 組合

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 中西 広則

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-tottoriseibu.or.jp/>

2 農林水産物等の区分

区分名： 第 2 類 野菜類

区分に属する農林水産物等：ブロッコリー

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：ダイセン大山 ブロッコリー、Daisen Broccoli

4 明細書の変更

鳥取西部農業協同組合は、法第 16 条第 1 項の変更の登録を受けるときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

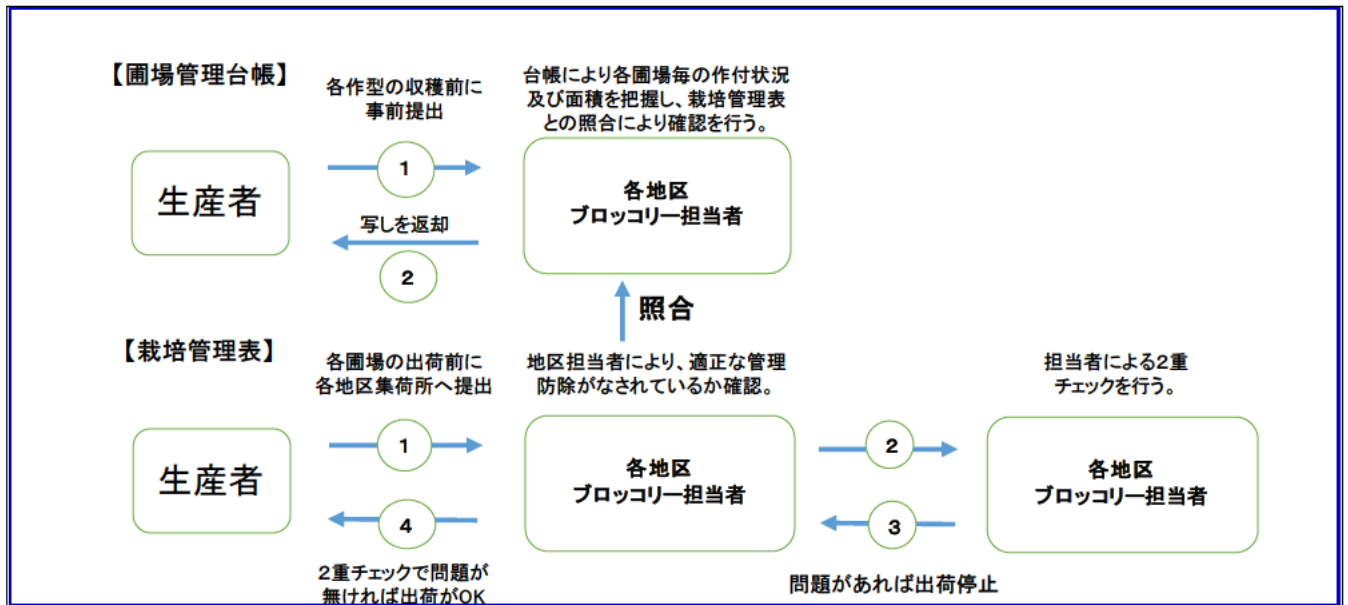
5 明細書適合性の確認

(1) 栽培の方法の確認

生産者毎に圃場管理台帳・栽培管理表を記載・提出をさせ、各々の記載内容について鳥取西部農業協同組合の担当職員が照合・確認することにより、栽培方法を遵守しているか否かを確認する（下図のとおり）。また、集荷所において鳥取西部農業協同組合の検査員が検品（ランダム抽出・サンプル検査）し、栽培の方法・品質基準を遵守しているか否かを確認する。

鳥取西部農業協同組合の担当職員は、栽培の方法が遵守されていないことが疑われる場合には、臨時的に現地調査を実施する。

毎年、出荷開始前等には、生産者を集めて目合わせ会を開催し、品質の平準化を図る。



※検査員は、各地区の作付け状況に応じ、鳥取西部農業協同組合が若干名雇用し、1年更新とする。検査員は、鳥取西部農業協同組合ブロッコリー部会の指導のもと出荷方法を熟知の上で検品にあたる。

(2) 出荷方法の確認

「大山ブロッコリー」の出荷にあたっては、鳥取西部農業協同組合の担当職員が適正な温度・時間が設定されていることを確認する。

6 明細書適合性の指導

(1) 栽培の方法について

鳥取西部農業協同組合は、栽培の方法に従った生産が行われていない場合には、生産者に対し、警告を発し是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、当該生産者に対して「大山ブロッコリー」の名称を付した状態での出荷を禁止する。

(2) 出荷方法について

鳥取西部農業協同組合は、出荷方法に則した処理を行っていないブロッコリーについては、「大山ブロッコリー」の名称を付した状態で出荷しない。

7 地理的表示等の使用の確認

(1) 鳥取西部農業協同組合は、前記5(1)の確認の際に、栽培の方法・出荷方法の各基準をいずれも満たしているブロッコリーについてのみ、地理的表示である「大山ブロッコリー」及び登録標章が使用されているか否かを確認するとともに、以下のブロッコリーがあるか否か確認する。

- ① 栽培の方法・出荷方法の各基準のいずれかを満たしていないブロッコリーにもかかわらず、地理的表示である「大山ブロッコリー」及び登録標章が使用されているブロッコリー
 - ② 地理的表示である「大山ブロッコリー」のみが使用されているブロッコリー
 - ③ 登録標章のみが使用されているブロッコリー
 - ④ 地理的表示である「大山ブロッコリー」に類似する表示又は、登録標章に類似する標章が使用されているブロッコリー
- (2) 鳥取西部農業協同組合は、生産者に対し、地理的表示である「大山ブロッコリー」及び登録標章の適正な使用について、前記5(1)の目合わせ会の際に、周知徹底を図る。

8 地理的表示等の使用の指導

鳥取西部農業協同組合は、前記5(1)の確認の際に以下に該当する場合は、生産者に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、当該生産者の産品に対して地理的表示「大山ブロッコリー」又は登録標章を付した状態での出荷を禁止する。

- ① 栽培の基準・出荷方法の各基準のいずれかを満たしていないブロッコリーにもかかわらず、地理的表示である「大山ブロッコリー」及び登録標章が使用されている場合
- ② 地理的表示である「大山ブロッコリー」のみが使用されている場合
- ③ 登録標章のみが使用されている場合
- ④ 地理的表示である「大山ブロッコリー」に類似する表示又は、登録標章に類似する標章が使用されている場合

9 実績報告書の作成等

鳥取西部農業協同組合は、8月1日から7月31日までを一年度として、年度終了後2か月以内に、以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

- (1) 特定農林水産物等審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」により作成した生産行程管理業務実績報告書
- (2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料
鳥取西部農業協同組合が行った事業実績がわかる書類（販売品荷受票の取りまとめ表等）
- (3) 提出時における最新の明細書
- (4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

鳥取西部農業協同組合は、前期9の規定に基づき作成した書類及び鳥取西部農業協同組合の構成員である生産者が作成し、鳥取西部農業協同組合に提出した圃場管理台帳・栽培管理表を、鳥取西部農業協同組合の各支所において、その提出の日から5年間保存するものとする。

11 連絡先

[Redacted contact information]